

第2部  
基本構想



# 第1章 まちづくりの基本方針

## 1 基本理念

町は、瀬戸内海に面した温暖な気候と豊かな自然環境を身近に感じられる空間的ひろがりをもっています。さらに、古墳を中心とした歴史・文化、人々の笑顔があふれる、住みやすいまちです。

アンケートでは、町への愛着度や住みやすさに対して一定の評価を得ていますが、災害時の要援護者への対応や医療環境の改善、高齢者の保健・医療・福祉の連携、教育環境の整備、情報通信網の整備などを要望する意見が多くあります。

さらに住みやすさを追求し、町外・県外からの交流・関係人口の拡大、ひいては移住を促進して「にぎわい」を創出していくためには、行政と住民が一体となって新しい時代に対応したまちづくりのしくみを整えていく必要があります。

特に、少子高齢化が進展する中で、まちの未来を担う子どもたちの個性を伸ばし、主体的に行動できる人材を育成する教育の重要性、個々の個性を認め合う社会づくりといった「人づくり」に注力していくことが重要です。加えて、交流・関係人口の拡大、その先の定住人口拡大を目的として、観光資源の掘り起こしや開発、既存資源の強化、魅力ある観光メニュー、特産品などのブランド開発に取り組む必要があります。

しかし、少子高齢化に伴う人口の減少は、町の財政に大きな影響を及ぼすことから、健全で効率的な行財政の運営が求められています。

また、今後の人口ビジョンや将来の目指すべき方向を提示することを目的とした「田布施町人口ビジョン改訂版」及び「第2期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「多様な働く場の不足による若年層の流出を止める」「出生率の低迷による継続的な人口減少の流れを変える」「安心して住み続けられる良好な生活環境を確保する」を基本的な視点とし、「産業振興による雇用の創出」「人材の定着・環流・移住の推進」「結婚・出産・子育て環境の整備」「持続可能で元気な地域社会の形成」の4つの基本目標を示しました。

このようなビジョンと方向性を踏まえ、基本構想は、令和7年度を目標年度とする今後5年について、町が抱える課題を整理し、まちの将来像（まちづくりの基本目標）を次のように定めて、新しいまちづくりを進めていこうとするものです。

## 2 目指す将来像

まちづくりの基本理念を踏まえて、美しく豊かな自然環境のもと、みんなの笑顔と活力でにぎわいを創出することにより、「誰もが元気で住みやすい」まちの未来につなげていくことを理想とし、まちの将来像を

「～いのち育み 未来へつなぐ～」

**笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施**

と定めます。

将来像

～いのち育み 未来へつなぐ～

**笑顔と元気あふれる 住みよいまち田布施**

『いのち育み 未来へつなぐ』とは、

- 町を担う人材を育成し、住民のみなさんと行政が一体となってまちづくりを進めることを現しています。

『笑顔と元気』とは、

- 農林水産業や商工業の活性化、特産品などのブランド開発、観光資源の活用や新たな掘り起こしなどによる産業の振興を通じて多様な働く場があることを現しています。
- 交流人口や関係人口を拡大し、移住を促進して定住につなげて、活気に満ちた人々で、町がにぎわっている姿を現しています。

『住みよい』とは、

- 保健・医療・福祉体制や教育環境、情報通信網などが整備され、安心して住み続けられる生活環境が整っており、住民のみなさんが町の豊かな自然環境や歴史・文化を愛し、健康で明るく暮らしている姿を現しています。

## 第2章 主要指標の見通し

### 1 人口の推計

町では、本計画の策定と並行して「田布施町人口ビジョン改訂版」を策定しました。

本ビジョンは、令和47年までの50年間の人口の長期予測を、目指すべき将来の方向に基づき、合計特殊出生率、純移動率などの人口変動に影響を及ぼす係数の仮定値を設定した5年毎の独自推計に基づき行ったものです。

その上で、本計画の目標年度である令和7年度は13,908人、約14,000人（平成27年比で約9%減、約1,400人減）と推計されます。

	平成27年	令和7年	令和47年
将来人口	15,317人	13,908人 (対平成27年比：9.2%減)	8,375人 (対平成27年比：45.2%減)

#### 将来展望の年齢区分別推計人口

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	令和47年 (2065年)
総人口	15,317	14,623	<b>13,908</b>	13,159	12,366	11,617	10,909	10,265	9,647	9,013	8,375
0～14歳	1,875	1,612	<b>1,476</b>	1,447	1,369	1,257	1,195	1,146	1,081	1,014	966
15～64歳	8,250	7,676	<b>7,156</b>	6,697	6,206	5,510	5,020	4,683	4,469	4,283	4,077
65歳以上	5,153	5,335	<b>5,276</b>	5,015	4,791	4,850	4,694	4,436	4,097	3,716	3,332

※平成27年は国勢調査（年齢不詳を除く）

#### 将来展望の年齢別構成比

(単位：%)

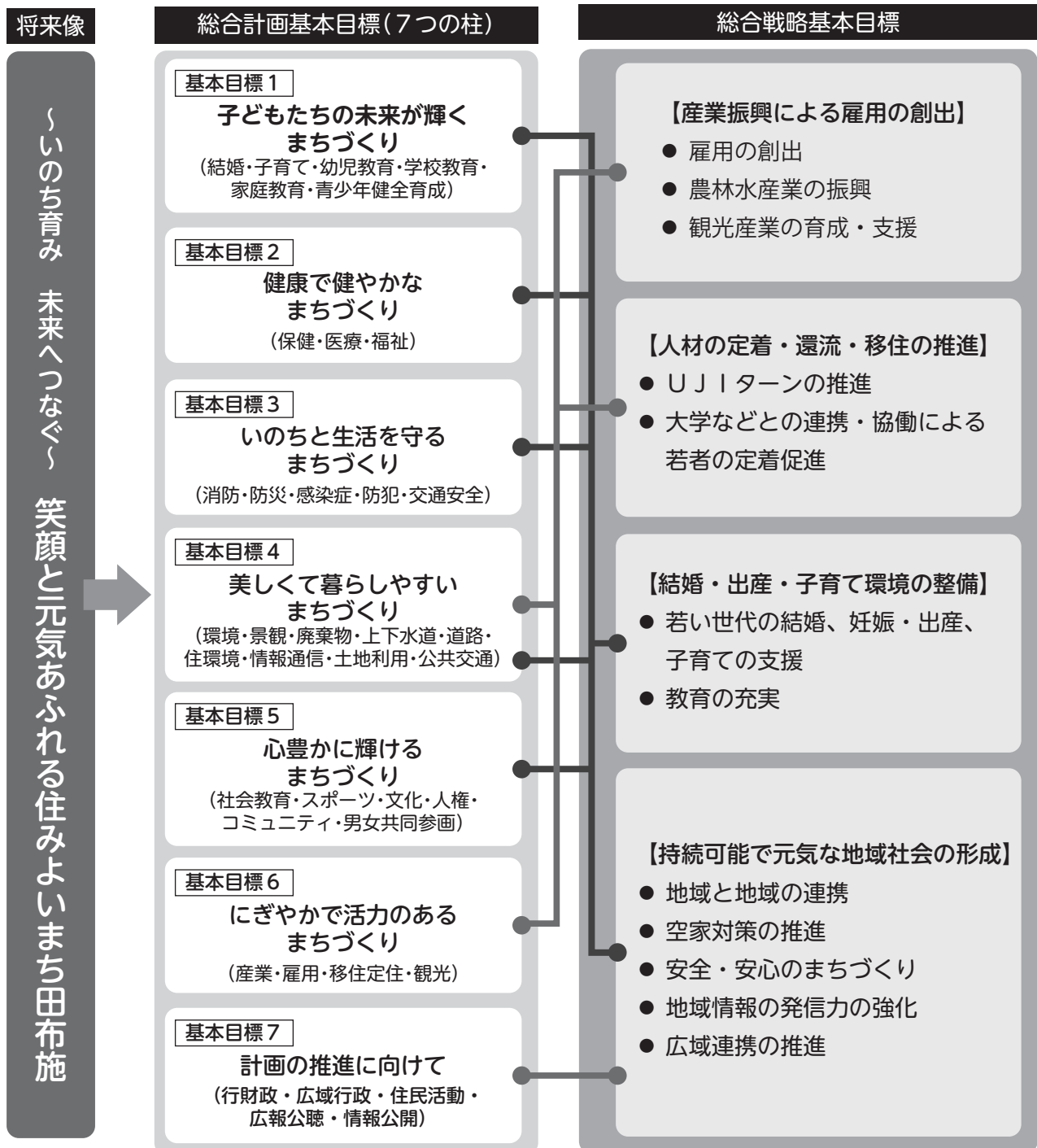
	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)	令和37年 (2055年)	令和42年 (2060年)	令和47年 (2065年)
0～14歳	12.3	11.0	<b>10.6</b>	11.0	11.1	10.8	11.0	11.2	11.2	11.2	11.5
15～64歳	54.0	52.5	<b>51.5</b>	50.9	50.2	47.4	46.0	45.6	46.3	47.5	48.7
65歳以上	33.6	36.5	<b>37.9</b>	38.1	38.7	41.7	43.0	43.2	42.5	41.2	39.8

※平成27年は国勢調査（総人口は年齢不詳を含む、年齢別構成比は年齢不詳を除く）

# 第3章 施策の大綱

## 1 基本目標

町の将来像「～いのち育み 未来へつなぐ～ 笑顔と元気あふれる住みよいまち田布施」の実現を図るため、「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標も踏まえ、次のとおり7つの基本目標を定めます。



## 第2期田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、平成26年9月「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、その基本理念の一つとして、国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めることが明記されており、町においても、将来の人口目標を示す「田布施町人口ビジョン」を策定し、その実現のための目標や施策の基本的方向性、具体的な施策をまとめた「田布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

この総合戦略については、総合計画の中でも、各分野に横断的に関連するものであり、特に、目標人口の達成に向けて特に取り組むべき、施策事業をとりまとめたものであるため、総合計画の中でも重点的に取り組むべき事業として位置づけます。

### 総合戦略 基本目標①

#### 産業振興による雇用の創出

人口の社会減の流れを変えるためには、転出数が転入数を大きく上回っている若い世代の人口流出に歯止めをかけなければなりません。そのためには、まず地域経済の活性化を図り、新たな雇道を創出するとともに、能力を発揮してやりがいと魅力ある就業の場を確保し、若者などの安定した雇道を創出していく必要があります。

このため、町の特性を活かした第6次産業の育成、中堅・中小企業や創業の支援、元気な農林業産業の育成など、産業の活力を高めることにより、人材の定着・環流の受け皿となる若者や女性などの雇用の場を創出することを目指します。

### 総合戦略 基本目標②

#### 人材の定着・環流・移住の推進

「しごと」と「ひと」の好循環を確立していくためには、さまざまな雇用の場を創出し、就職段階において若者などを町にとどめるとともに、町外へ進学した若者のUターンを促進していく必要があります。また、若者を含めた幅広い世代のJ・Iの流れを創り出す必要があります。

このため、県内大学などとの連携による若者の県内定着やUターン就職対策の強化など、若者の定着、環流を図るとともに、幅広い世代に対するU・I・Jターンの促進や、町への移住を促進する取組を進め、転出者数の減少と転入者数の増加を図ります。

## 総合戦略 基本目標③

### 結婚・出産・子育て環境の整備

人口の自然減を食い止め、「少子化の流れ」を変えていくためには、少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化の進行などに歯止めをかけるとともに、子育てに対する不安感や負担感の軽減、経済的な負担の軽減を図るなど、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望が叶うよう取組を進めることが必要です。

このため、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援や、地域や企業、関係団体などと連携した子育て町民運動の推進など、社会全体で子育て家庭を支える環境づくりを進めるとともに、次代を担う子どもたちの教育を充実させます。

## 総合戦略 基本目標④

### 持続可能で元気な地域社会の形成

少子高齢化が続く現状において、人口の増加を見込むことは容易ではありません。こうした人口減少を前提とした中で、住み慣れたまちや地域で引き続き、安心して暮らし続けることができるよう、必要な都市機能を集約し、にぎわいのあるまちづくりや、暮らしやすい生活環境の整備などが必要です。

このため、駅周辺を中心機能整備や、小さな拠点づくりの推進による中山間地域における集落機能の維持・活性化など、人口減少社会にあっても、持続可能で、安心して生活できる元気な地域の形成を進め、いつまでも住み続けたいと思ってもらえるまちを目指します。



## 基本目標1

## 子どもたちの未来が輝くまちづくり

本格的な少子高齢化と人口減少に対応するため、未来を担う子どもたちが笑顔で健やかに成長していくための環境や制度の整備を進めていく必要があります。

特に、若い世代の出会いや結婚の支援とともに、安全・安心な妊娠・出産・子育てができるように、母子保健事業、保育サービスや幼児教育などの子育て支援の充実を図ります。また、出産・子育てに係る経済的負担の軽減や地域に見守られゆとりを持って育てることができるように、乳幼児・子どもの医療費助成やひとり親家庭への支援などをはじめ仕事と子育ての両立、子どもの人権擁護、障がいのある子どもと家庭の支援などの子育てを支える体制づくりを進めます。

学校教育においても、家庭との連携による主体的・意欲的な学習態度の育成、学校ICTの整備・利活用、新しい時代に求められる思考力・判断力・表現力などを育む教育を推進するとともに、学校と地域が連携・協働した体制づくりを構築します。加えて、子どもの「学び」「育ち」に積極的に関わるコミュニティ・スクールに取り組みます。

また、地域社会や家庭における教育活動を推進するため、諸団体の活動支援や関係機関と連携した家庭教育の向上を図るとともに、ふるさとを愛する心を育み、次代を担う青少年の健全育成を推進します。

## 施策の体系

## 基本目標1

子どもたちの未来が輝く  
まちづくり

(結婚・子育て・幼児教育・学校教育  
・家庭教育・青少年健全育成)

1. 出会い・結婚・出産しやすい環境づくり
2. 子育て支援の充実
3. 保育・幼児教育の充実
4. 学校教育の充実
5. 健やかな育ちへの支援 (社会教育)

## 基本目標2

# 健康で健やかなまちづくり

少子高齢社会を迎えて、乳幼児から高齢者まですべての住民が、地域の中で支えあいながら健康で元気に暮らせるよう、柳井圏域における医師の確保や救急医療体制の整備をはじめ保健・医療・福祉サービス向上のための環境整備やネットワーク化をより一層進めるとともに、健康寿命の延伸などの健康づくり活動や自助・互助・共助・公助による地域福祉活動の充実に努めます。

また、令和3年4月1日に施行される、市町村による重層的支援体制整備事業の実施を含む「社会福祉法」の改正により、高齢者や障がいのある人の介護、自立支援の環境づくり、生きがい対策、生活困窮者の支援、引きこもり状態にある人の自立・就業支援などの複合的な課題の相談支援体制を整備することを通じて、少子高齢化の進展に対して地域の担い手を確保し支え合う地域共生社会※の実現を目指します。

一方、国民健康保険事業や後期高齢者医療事業などの公的医療保険については、健康診査や保健指導などによる被保険者の健康増進を図り、事業の安定運営に努めます。

## 施策の体系

### 基本目標2

## 健康で健やかな まちづくり (保健・医療・福祉)

1. 地域共生社会の推進
2. 地域福祉の充実
3. 高齢者福祉の推進
4. 障がい者（児）福祉の推進
5. 健康づくりの推進
6. 地域医療・救急医療体制の充実
7. 公的医療保険の安定運営

※「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

## 基本目標3

## いのちと生活を守るまちづくり

豪雨、地震などの自然災害から住民の安全・安心を確保することや災害の少なさに対する住民の満足度を維持・向上し、住民が安心して生活することができるように、消防・防災・減災体制の強化、自主防災組織の強化など、地域住民が主体的に活動できる迅速な災害対応態勢の確立を図ります。

特に、子どもや高齢者に対する見守りネットワークの構築により、平時からの防災対策や安否確認を行うことで、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

また、感染症などの感染拡大を防ぐため、公共施設などにおける消毒や3密防止、換気などとともに、感染拡大を防ぐための「新しい生活様式」の意識啓発などの基本的対策に取り組みます。

防犯対策については、学校・地域・警察などと連携した防犯パトロールの充実や多様化する詐欺被害の防止、消費生活相談体制の強化などにより、消費者保護体制の充実を図り、防犯体制の強化に努めます。

また、未就学児や児童・生徒、高齢者に対する交通安全指導や通学路に重点を置いた交通安全施設の整備など、交通安全対策の充実を進めます。

## 施策の体系

## 基本目標3

いのちと生活を守る  
まちづくり

(消防・防災・感染症・防犯・交通安全)

1. 消防力の強化
2. 防災・減災施策の強化
3. 災害に強いまちづくりの推進
4. 新感染症対策の推進
5. 地域防犯体制の強化
6. 消費者保護の強化
7. 交通安全対策の強化

## 基本目標4

# 美しく暮らしやすいまちづくり

豊かで優れた自然との共生を意識したライフスタイルへの関心が高まる中、自然環境の保全と活用、生態系の維持、環境美化、景観の保全・整備などが求められています。

また、公害防止や環境汚染への対応のほか、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すことをはじめとした地球温暖化対策の推進、省エネルギー・省資源・リサイクルやごみ処理体制の維持などの環境への負荷の低減を目指したまちづくりが必要です。このため、自然環境の保全、環境美化活動、美しい景観づくり、循環型社会づくりを計画的に進めます。

また、空き家などの遊休不動産の活用や建築物の耐震化を促進するとともに、田布施町公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅の建替、住戸改善、用途廃止を推進し、地域に配慮した公営住宅の集約化を進めていきます。

さらに、環境衛生対策の充実とともに、上水道の安定供給や下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進と施設の維持管理を効果的に進めます。

一方、都市基盤については、適切な土地利用の管理、道路の整備、情報通信網の整備を推進するとともに、公共交通などの交通ネットワークの整備により、町内外の人の移動や産業物流の利便性を高め、安全快適で活力と賑わいのある生活環境の創出に努めます。

## 施策の体系

### 基本目標4

## 美しく暮らしやすい まちづくり

(環境・景観・廃棄物・上下水道・道路・  
住環境・情報通信・土地利用・公共交通)

1. 環境にやさしい社会の形成
2. 安全な水の安定供給
3. 生活排水対策などの推進
4. 道路の整備
5. 住むための環境整備
6. 土地の適切な管理と活用（都市計画）
7. 公共交通の維持

## 基本目標5

## 心豊かに輝けるまちづくり

住民の多様なニーズに応じた学習機会を提供するとともに、成人教育や人権教育などの社会教育活動を充実します。施設整備については、高齢者や障がいのある人をはじめすべての住民にとって使いやすい公民館などの社会教育施設の整備に努めます。

また、住民主体の芸術・文化・スポーツ活動、特色ある文化財や史跡の保護・活用を積極的に支援します。

さらに、コミュニティ意識を高めるための情報提供や啓発活動により、住民参加のまちづくりを進めるとともに、地域を支える担い手を育成し、地域コミュニティの活性化を図ります。

一方、21世紀は人権の世紀とも言われ、さまざまな価値観を持った人が、あらゆる場面において、その価値観を尊重される地域社会を構築していく必要があります。そのための人権教育や啓発活動を推進するとともに、相談体制を充実していきます。

また、あらゆる場面での男女共同参画意識の醸成や社会参画を進め、男女共同参画社会の形成を推進します。特に、関係機関との連携による女性の就労促進やDVの根絶に向けた取組を強化します。

## 施策の体系

## 基本目標5

心豊かに輝ける  
まちづくり

(社会教育・スポーツ・文化・人権・  
コミュニティ・男女共同参画)

1. 社会教育施策の充実
2. スポーツの振興
3. 文化の継承と振興
4. 地域コミュニティの活性化と担い手づくり
5. 人権施策の推進
6. 男女共同参画の推進

## 基本目標6

# にぎやかで活力のあるまちづくり

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。

地元生産者や団体と連携して受け皿をつくり、新規就農のための国・県の給付金や地域おこし協力隊事業などを活用して農林水産業の担い手の確保と育成を図ります。

また、農林水産業の体験を通じて、都市部（主に広島県）からの関係人口・交流人口の拡大に努めます。これに伴い体験者が宿泊できる民泊施設の設置や構造改革特区を活用した特産品の掘り起こしや農水産物のブランド化調査・検討、特産品ブランドの販路拡大に努めます。

まちの活力・賑わいに必要なことは、将来を担う人材が町内に定着することです。そのためには農林漁業の体験や各種体験型観光を通じて、都市部からの関係人口・交流人口を拡大しUJターンを促進していくことが重要で、そのための組織化と取組を強化していきます。

また、県内の高校・大学などと連携・協働し、地域に愛着を持つ人材を育成し、町内の若者の流出防止、町外の若者の流入促進を目指します。

併せて、伝統芸能やスポーツ施設、史跡などの地域資源を活用した体験型観光に取り組み、関係人口・交流人口の拡大を図ります。また、田布施駅前の周辺道路の整備や駅舎、空き家、空き店舗などを活用した、新たな観光拠点の形成について検討します。

商工業については、地場産業・伝統産業の活性化をはじめ、消費者の利便性に配慮した商業環境の整備や情報通信網の整備による、情報通信企業のサテライトオフィスとしての誘致とともに新産業の創出や起業を支援し、雇用の拡大を図ります。

## 施策の体系

### 基本目標6

## にぎやかで活力のある まちづくり (産業・雇用・移住定住・観光)

1. 農林業の振興
2. 水産業の振興
3. 工業の振興
4. 商業の振興
5. 雇用の創造・拡大
6. 移住・定住の促進
7. 観光の振興と交流人口の拡大

## 基本目標7

## 計画の推進に向けて

目まぐるしく変化する社会経済情勢を踏まえた効率的で効果的な行政運営により、分かりやすく利用しやすい行政サービスの水準の維持、向上に努めます。

広域的に取り組むことが望ましい事務・事業は長期的な展望に立って、安定した運営と一層の合理化が図れるよう、関係市町との連携を密にして推進します。

厳しい財政状況の中、自主財源の確保と歳入に見合った歳出構造を築くことにより、健全財政の確立と住民や企業などに対するより良い行政サービスの提供に努めます。

住民が主役、地域が主体となったまちづくりが効果的に進められるよう、各種団体の自主的な活動との連携とともに、地域づくり活動やコミュニティ活動、交流活動などを一層支援・促進します。

また、広報・広聴、情報公開を推進し、住民と行政の情報の共有を図りつつ、各種計画策定や行政活動への住民参画を進めるなど、住民と行政のパートナーシップの確立のもと、参画と協働のまちづくりを進めます。

## 施策の体系

## 基本目標7

計画の推進に向けて  
(行財政・広域行政・住民活動  
・広報広聴・情報公開)

1. 効率的で効果的な行政運営
2. 健全な財政運営
3. 積極的な対話と連携によるまちづくり

## 2 施策の体系

7つの基本目標により、行うべき施策の体系を次のとおりまとめ、まちづくりを展開していきます。

